

## 令和4年9月定例会会議録

令和4年豊郷町議会9月定例会は、令和4年9月27日豊郷町役場内に招集された。

### 1、当日の出席議員は次のとおり

2 番	辻 本 勇
3 番	中 島 政 幸
4 番	村 岸 善 一
5 番	前 田 広 幸
6 番	高 橋 直 子
7 番	西 澤 博 一
8 番	鈴 木 勉 市
9 番	西 澤 清 正
10 番	今 村 恵美子
11 番	河 合 勇

### 2、当日の欠席議員は次のとおり

1 番	日比野 雄 二
-----	---------

### 3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総 務 課 長	清 水 純一郎
企 画 振 興 課 長	山 田 篤 史
税 務 課 長	山 口 昌 和
保 健 福 祉 課 長	森 ちあき
医 療 保 険 課 長	西 山 喜代史
住 民 生 活 課 長	辰 見 栄 子
会 計 管 理 者	馬 場 貞 子
人 権 政 策 課 長	西 山 逸 範
地 域 整 備 課 長 兼 上 下 水 道 課 長	山 田 裕 樹
産 業 振 興 課 長	岡 村 浩 孝
教 育 次 長	小 西 直 美

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長	森 本 智 宏
書 記	神 辺 功

5、提案された議案は次のとおり

- |       |   |
|-------|---|
| 議第44号 | 豊郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案<br>《総務産業建設常任委員会委員長報告》                    |
| 議第45号 | 豊郷町営住宅管理条例の一部を改正する条例案<br>《総務産業建設常任委員会委員長報告》                           |
| 議第46号 | 豊郷町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案<br>《文教民生常任委員会委員長報告》                           |
| 議第47号 | 豊郷町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案<br>《文教民生常任委員会委員長報告》                         |
| 議第48号 | 豊郷町議会議員および豊郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案<br>《総務産業建設常任委員会委員長報告》 |
| 議第49号 | 令和4年度豊郷町一般会計補正予算（第4号）<br>《予算決算常任委員会委員長報告》                             |
| 議第50号 | 令和4年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）<br>《文教民生常任委員会委員長報告》                     |
| 議第51号 | 令和4年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）<br>《文教民生常任委員会委員長報告》                       |
| 議第52号 | 令和4年度豊郷町水道事業会計補正予算（第2号）<br>《総務産業建設常任委員会委員長報告》                         |
| 議第53号 | 令和4年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第2号）<br>《総務産業建設常任委員会委員長報告》                        |
| 議第54号 | 令和3年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定について<br>《予算決算常任委員会委員長報告》                          |
| 議第55号 | 令和3年度豊郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について<br>《文教民生常任委員会委員長報告》                  |

- 議第 56 号 令和 3 年度豊郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第 57 号 令和 3 年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について  
《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第 58 号 令和 3 年度豊郷町水道事業会計決算認定について  
《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 議第 59 号 令和 3 年度豊郷町下水道事業会計決算認定について  
《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 請願第 3 号 ごみの抜本的な減量計画の策定を求める請願  
《文教民生常任委員会委員長報告》
- 請願第 4 号 豊郷町補聴器購入費助成事業の充実を求める請願  
《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第 60 号 豊郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
委員会の閉会中の継続調査申し出について  
(議会運営委員会) (総務産業建設常任委員会)  
(文教民生常任委員会) (予算決算常任委員会)  
(議会広報常任委員会)

河合議長 皆さん、おはようございます。

これより9月定例会を再開いたします。

再開の前に、日比野議員が検査入院のために欠席ということで欠席届が提出されておりますので、ご了承を願います。

ただいまの出席議員は10名で、会議開会定足数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

これより会議を開きます。

(午前10時03分)

最初に、留意事項をご説明いたします。

会議規則に基づき、規則を遵守願います。お手元の携帯電話等の電源をお切りになるか、マナーモードに切り替えていただきますようお願いいたします。

また、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動を慎んでくださるようお願いいたします。

なお、採決の際はみだりに離席をしないようお願いいたします。

会議規則の規定を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほどをお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番、今村恵美子君、1番、日比野雄二君を指名いたします。

ここで、審議に入ります前に、去る9月5日の本会議におきまして、請願第4号豊郷町補聴器購入費助成事業の充実を求める請願につきまして、紹介議員である高橋議員の発言は、私が許可受理した後、議会運営委員会に諮問した内容以外の持参したペーパーを読み上げるものでありました。

内容は、本会議において議員の皆さん、行政の方々もご承知のとおり、他県、他町の紹介、赤旗新聞に掲載された内容、ましてや1党の、日本共産党国会議員の名前を挙げ、また区議会、市議会議員まで並べ上げられて発言されました。この発言は、請願趣旨説明とは判断し難く、またこの1党の主張を聞いているようでありましたことから、高橋議員の発言は明らかな不穏当であり、不適當であると私が判断いたしました。

したがって、請願書に記載されていない内容については、地方自治法第104条及び同法129条ならびに豊郷町議会会議規則第54条第1項違反として、同規則第64号の規定に基づき発言の取消し命令を発します。なお……。

今村議員 動議。

河合議長 まだ終わりません。聞きなさい。

今村議員 はい、どうぞ。

河合議長 何やて。

今村議員 待ってます。

河合議長 ちょっと言葉慎みなさいよ。あなたが言うから、こっちが言うんやから。発言の取消しを、命令発します。

なお、取消しした発言については、会議規則第126条の規定に基づき、取扱いします。

今村議員 動議。

議員 (賛成)の声を発する者あり)

河合議長 あなた方、おかしいでしょう。何もしゃべってんのに賛成って。

今村議員 もう終わったんと違うの。

河合議長 ちょっとおかしいんちゃうか、議場が。動議、何ですか。

今村議員 はい、議長。

河合議長 どうぞ。

今村議員 議長の議会運営に対する動議を提案いたします。

河合議長 はい。発言取消し命令は、私がここで初めて議長職権を出します。議長職権であることから、動議は却下いたします。

今村議員 議長。動議はちゃんと受けて。

河合議長 今村君。発言は会議規則第104条の規定に反してます。発言は控えるように。

今村議員 議事進行に関する発言、求めます。

河合議長 発言を慎むように。

今村議員 議長の。

河合議長 発言を慎むように。

今村議員 その内容から。

河合議長 発言をやめなさい。

今村議員 それは。

河合議長 発言をやめなさい。

今村議員 内容です。

河合議長 もう一度言いますよ。発言をやめなさい。

今村議員 発言はもう撤回すべきだと思います。

河合議長 発言をやめなさい。

今村議員 動議は成立していますので、動議をちゃんと議題に上げてください。

河合議長 今村君。発言をやめなさい。

今村議員 動議を。

河合議長 今村君。地方自治法104条及び同法129条ならびに会議規則第54条第1項の規定に基づき、議場の外に退席を求めます。どうぞ。暫時休憩。

(午前10時11分 休憩)

---

(午前10時18分 再開)

河合議長 それでは、再開いたします。

こちらからは、大変失礼なことを申し上げまして、会議録署名議員の1番、日比野雄二議員を2番、辻本勇議員に訂正をいたします。

それで、先ほどの今村議員の退場を撤回いたしまして、今村議員の動議についてをご審議いただきます。

今村議員の動議は、所定の賛成者がありましたので、動議は成立をいたしました。

お諮りいたします。

今村議員の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

今村議員 まだ動議の説明してません。

河合議長 さっき言うたやないかいな。

今村議員 議事、議会運営に関する動議を提出しますと言ったから、まだ説明まで行ってませんが、動議の内容説明まで。

河合議長 はい、どうぞ。

今村議員 それでは、今回の議長による議会運営に対する問題について動議を提案いたします。

まず1点目。先ほど議長が高橋議員に対する懲罰、こういった中身のことを提案されましたが、懲罰理由第100、地方自治法第134条、「普通公共団体の議会は、この法律ならびに会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を科すことができる」。しかし、議長は、その前にこういった問題を取り上げるのであれば、まず議運を開いて、その中で。

河合議長 開いてますやん。

今村議員 その中でやるべき問題です。

河合議長 分かってますよ。日にちがかかるからやめたんですよ。

今村議員 そういった中で、今回の議長の行為は、地方自治法第104条、議長は議会を代表する中立かつ公平な立場で職務を行い、法令会議規則を守り、民主的な議会運営を行うことが求められています。今回の議長が行った高橋議員の請願紹介議員としての趣旨説明は、議員の議員として発言の自由が広く認められて

いる中、この議長の行為は地方自治法第129条、また第132条、第133条、また第134条、また豊郷町議会会議規則第102条、第109条、第110条の関係する議場の秩序権の議長また品位の保持、侮辱に対する措置、懲罰理由などに照らして、今回の議長行為は職権濫用による違法不当な行為で見過ごすことはできません。議長に撤回を求める動議を提出いたします。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

河合議長 何で賛成が要るねん、説明に。今村さん。これ、動議が成立して、あなたが今動議説明したけどね、条云々かんぬんというけど、私は職権をしたんですよ、議長職権を。

今村議員 だから、それが職権濫用。

河合議長 職権ですよ。

今村議員 採決をしてから。

河合議長 あなたも、ほんで議長職権の場だけを言うてくださいよ。ちょっとも触れないでしょう。

今村議員 あなたの。

河合議長 私はここで、私、こんだけお世話になってますけどね。

今村議員 職権を。

河合議長 聞きなさい、人の話を。あなたのときは黙って聞いてました。云々と。

私は、ここにお世話になってますけどね、こんな議長権限で言うたんは初めてですよ。こうなった元を考えてくださいよ、一遍、皆さん。

どうですか。これ、神聖な議場でね、議運の、あなたも高橋さんも議運の委員でしょう。その議運の委員が把握もせんとね、云々かんぬんと、あんな発言されたら誰でも止めますよ、議長だったら。止めますよ。

高橋さん、あんた、首振ってるな。勉強しなさい、勉強をもっと。

今村議員 議長。

河合議長 勉強しなさい。

議員 そういう発言はよくないんじゃないん。

河合議長 勉強しなさいは、教えたってんのか、勉強しなさい言うことは暴言と違いますよ。

高橋議員 勉強しました。

河合議長 したんなら、分かるはずや。

お諮りいたします。

ただいまの動議に賛成の諸君の起立を求めます。

議員 (起立、少数)

河合議長 起立少数であります。よって、ただいまの動議は否決されました。  
日程第2、議第44号豊郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

西澤清正総務産業建設常任委員会委員長。

西澤清正総務産業建設常任委員長 議長。

河合議長 西澤議員。

西澤清正総務産業建設常任委員長 それでは、総務産業建設常任委員会の報告をいたします。

去る9月5日、本会議におきまして、当委員会に付託されました議第44号豊郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について、去る9月16日、委員5名の出席の下、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

議第44号の審議では、質疑、討論とも申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することになりました。

以上、総務産業建設委員会の報告といたします。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑はありますか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第44号の討論を行います。討論はありますか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第44号豊郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第44号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3、議第45号豊郷町営住宅管理条例の一部を改正する条例案を議題といたします。これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。



西澤清正総務産業建設常任委員会委員長。

西澤清正総務産業

建設常任委員長

議長。

河合議長

西澤議員。

西澤清正総務産業

建設常任委員長

総務産業建設常任委員会の報告をいたします。

去る9月5日、本会議におきまして、当委員会に付託されました議第45号豊郷町営住宅管理条例の一部を改正する条例案について、去る9月16日、委員5名出席の下、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

議第45号の審議では、条例の一部改正を検討した経過について、条例の改正により軽減額は月幾らぐらいになるかについての質疑がされました。討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

河合議長

慎重審議、ご苦労さまでした。

これより常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

議 員

なし。

河合議長

ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第45号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員

なし。

河合議長

討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第45号豊郷町営住宅管理条例の一部を改正する条例案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第45号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員

(起立、全員)

河合議長

全員起立であります。よって、議第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4、議第46号豊郷町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案を議題といたします。これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

今村文教民生常任委員会委員長。

今村文教民生

常任委員長

はい、10番。

河合議長 今村議員。

今村文教民生

常任委員長 議第46号条例一部改正案について、文教民生常任委員会報告をいたします。

去る9月5日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第46号豊郷町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案について、去る9月14日、委員4名出席の下、町長、担当課長の出席を求め、慎重に審議を行いました。

議第46号の審議では、独り暮らしの高齢者の数は何人いるのか、条例改正によって影響はあるのかについて質疑がなされました。質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

以上、文教民生常任委員会報告といたします。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑はありますか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第46号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第46号豊郷町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第46号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5、議第47号豊郷町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案を議題といたします。これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

今村文教民生常任委員会委員長。

今村文教民生

常任委員長 はい。

河合議長 はい、今村議員。

今村文教民生

常任委員長 去る9月5日の本会議におきまして、当委員会に付託をされました議第47号豊郷町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案について、去る9

月14日、委員4名出席の下、町長、担当課長の出席を求め、慎重に審議を行いました。

議第47号では、質疑、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することとしました。

以上、文教民生常任委員会報告といたします。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第47号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第47号豊郷町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第47号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6、議第48号豊郷町議会議員および豊郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

西澤清正総務産業建設常任委員会委員長。

西澤清正総務産業

建設常任委員長 議長。

河合議長 西澤議員。

西澤清正総務産業

建設常任委員長 総務産業建設委員会の報告をいたします。

去る9月5日、本会議におきまして、当委員会に付託されました議第48号豊郷町議会議員および豊郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案について、去る9月16日、委員5名出席の下、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

議第48号の審議では、質疑、討論とも申し出はなく、採決の結果、全員賛

成で可決することに決しました。

以上、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第48号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め討論を終結いたします。

議第48号豊郷町議会議員および豊郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第48号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7、議第49号令和4年度豊郷町一般会計補正予算(第4号)から日程第11、議第53号令和4年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第2号)までを一括議題といたします。これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

中島政幸予算決算常任委員会委員長。

中島予算決算

常任委員長 はい、議長。

河合議長 中島議員。

中島予算決算

常任委員長 それでは、予算決算常任委員会報告をいたします。

去る9月5日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第49号令和4年度豊郷町一般会計補正予算(第4号)について、去る9月9日、12日に委員11名出席の下、町長、教育長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

審議では、全体の課を通して、歳入では交付金、交付税、国・県補助金、負担金、委託金等の補正増額となった背景とその内容について、歳出では修繕費、

委託費、備品購入費の内訳等について質疑がなされました。

総務課では、普通交付税、地方交付税の動向について、増減は人口の影響で変わるのか。財政調整基金の繰入れについて、今後基金を増やす見込みはあるのか。ふるさと納税の見通しについて。公共施設の除雪の委託料について。財政調整基金の現残高について。

企画振興課では、土地計画審議会では国道バイパスの審議をされるのか、何年かけて行うのか、地元説明会での意見について質疑され、住民生活課では個人番号カードの交付枚数及び目標について。保健福祉課では、子育て支援短期入所事業利用者負担金の補正理由、場所、どのような方が利用するのかについて。

産業振興課では、地元分担金の該当字及び場所等について。小規模土地改良事業補助金の使われ方について、現在実施されている造成がほかにも計画があるのかについて。

地域整備課では、道路分担金の場所及び里道の地元負担について、除雪機械購入補助金の内容や要望字数について。

人権政策課では、宮ノ西団地横の樹木伐採の内容と依頼先について、公営住宅の修繕実績と空き家の状況について、改良住宅の修繕実績について。

教育委員会学校教育では、愛里保育園でのW i - F i 設置について、中学校、幼稚園の修繕備品購入費等について、幼稚園バスでの痛ましい事故があったことから確認・点検・ブザーの設置について、子どもたちの避難訓練の取組状況について。

社会教育では、各施設の修繕等の内容について、文化財保護費に係る財源組替え調整の理由について。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

以上、予算決算常任委員会の報告といたします。

河合議長

慎重審議、ご苦労さまでした。

次に、今村美恵子文教民生常任委員会委員長。

今村文教民生

常任委員長

はい。10番。

河合議長

今村議員。

今村文教民生

常任委員長

議第50号、議第51号について、文教民生常任委員会報告をいたします。

去る9月5日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第50号

令和4年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)、議第51号令和4年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、去る9月14日、委員4名出席の下、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

議第50号の審議では、保険給付費給付等交付金の追加分は想定の範囲か、補正の時点で繰越金はトータル幾らになるのか、国民健康保険団体連合会負担金の対象となる子どもたちは何人いるのかなどについて質疑があり、質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

次に、議第51号の審議では、システム改修は年間に何回あるのか、日常生活支援総合事業の繰入精算の内容について、その他一般会計繰越金の繰越額について、介護給付準備基金積立金の額について、低所得者対象の繰出金の対象人数について質疑がされました。質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

以上、文教民生常任委員会報告といたします。

河合議長

慎重審議、ご苦労さまでした。

次に、西澤清正総務産業建設常任委員会委員長。

西澤清正総務産業

建設常任委員長

議長。

河合議長

西澤議員。

西澤清正総務産業

建設常任委員長

それでは、総務産業建設常任委員会の報告をいたします。

去る9月5日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第52号令和4年度豊郷町水道事業会計補正予算(第2号)、議第53号令和4年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第2号)について、去る9月16日、委員5名出席の下、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

議第52号の審議では、弁護士費用の内容について。前回8月31日付の滞納件数266件は過去を含めた累計か。今後、滞納はどのように対応して進めるのか。どうしても払えない場合は給水停止をするのか。分納誓約を結んだ後、また滞納を繰り返すケースは何件あるのかなど、質疑されました。質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議第53号の審議では、マンホールの修繕場所はどこか、弁護士費用の内容と見通しについて質疑されました。質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。  
これより各常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。  
これより議第49号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
議第49号令和4年度豊郷町一般会計補正予算(第4号)を採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第49号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第49号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第50号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め討論を終結いたします。  
次に、議第50号令和4年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第50号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第51号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
次に、議第51号令和4年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第51号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第51号は委員長の報告のとおり可決され

ました。

これより議第52号の討論を行います。討論ありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議第52号令和4年度豊郷町水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第52号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 （起立、全員）

河合議長 全員起立であります。よって、議第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第53号の討論を行います。討論はありますか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議第53号令和4年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第53号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 （起立、全員）

河合議長 全員起立であります。よって、議第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12、議第54号令和3年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第17、議第59号令和3年度豊郷町下水道事業会計決算認定についてまでを一括議題といたします。これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

中島政幸予算決算常任委員会委員長。

中島予算決算

常任委員長 はい、議長。

河合議長 はい、中島議員。

中島予算決算

常任委員長 それでは、予算決算常任委員会の報告をいたします。

去る9月5日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議第54号令和3年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定について、去る9月9日と12日の2日間、委員11名出席の下、町長、教育長、担当課長、課長補佐の出席を



求め、慎重に審議を行いました。

審議では、全体の課を通して、歳入では税及び料の徴収と滞納者への対応について、使用料等の実績について、歳出では時間外勤務の状況や嘱託職員の報酬、報償、臨時職員の賃金について、各委員会などの活動内容について、委託費、修繕料等の内訳について、負担金、補助金の内容などが質疑されました。

各課での審議において、主な質疑項目といたしましては、税務課では法第18条及び第17条に基づく不納欠損及びコロナ禍における法人税、固定資産税、延滞金おのおのの滞納件数及び理由について、町有地の上に建築物が建っていることがあるのかについて、町県民税が増えた理由について、たばこ税は何%が町に入るのかなど、質疑がなされました。

総務課では、各交付金制度の仕組みについて、特別減収対策債について。顧問弁護士料についてはどのような相談を行ったのか。研修委託料の委託先及び研修内容について、交通指導員の人数について、犯罪被害者支援見舞金についての内容や件数について、防犯灯は何字か。要望した字は全て設置されたのか。選挙管理委員会の取組状況やポスター掲示板の設置箇所の数の決め方について。南海トラフ対策推進計画策定委託料の委託先と計画はどのようなものか。また、家屋等被災したときには町としてどのような対策をするのか。防災訓練、防災備品の内容と備蓄場所について。防災倉庫の耐震はあるのか。地方財政法第7条に基づく繰上償還について。

企画課では、コミュニティー助成金の事業箇所と上限について、一般コミュニティー助成が減った理由、自治会整備事業補助金について、空き家対策の基準や取り組んだ内容と件数について。

住民生活課では、時間外手当の増加傾向にある理由について、転入の際の住所地でない住民の指導方法について、国民年金費では、1号保険者の世帯数について、湖東衛生管理組合の利用人数と、し尿の処理量について。

保健福祉課では、生きがいデイに来られているのは何字何人ぐらいで男女比率について、社会福祉協議会の職員数について、在宅老人給食サービス事業の字数及び延べ人数について、100歳以上の方は豊郷で何人おられるのか、重度心身障がい者と精神障がい者の内訳について、補聴器購入費助成金の実績などについて。

医療保険課では、健康増進事業費補助金などの実績について、介護保険事業特別会計繰入金の内容について、国民健康保険保険費増の額及び医療費増の原因について、居宅サービス減の分析について、各予防接種の接種率について、ワクチン補助の実態について。

産業振興課では、いきがい協働センターの現状と今後について、レンタサイクルの設置箇所及び利用実績について、中小企業融資資金貸付において損失補償は何件あるのか、各協議会等の活動について、遊休地を農業委員会ではどのように取り組んでいるのか、違法転用地はなかったのか、悪臭の件について当該企業から改善計画は出ているのか。今までどのような指導をしてきたのか。猟友会の活動実績について、商工会の会員数と今後の方針策について、プレミア商品券の発行枚数、締切日、残った枚数また残った分の販売周知方法について。観光協会の職員体制等について。

地域整備課では、建築確認事務交付金と住宅建築耐震改築等事務補助金について毎年継続的に受けられるのか。地籍調査事業はどこまで進んでいるのか、紛争はあったのか。何字ぐらいが手を上げているのか。河川愛護活動を行っている字はどこか。土木総務費では、環境美化みまわり隊作業員の活動実績について、登記委託料の未登録分について累計で所有権の移転が完了しているのか、交通安全施設整備についてはグリーンベルト等の現状確認と整備について。

人権政策課では、隣保館デイにおける字別男女別参加人数、増やすための計画について、滞納者への対応や整理の方法について、住み替えの規定について、地域総合センター運営費補助金の増減実績について、改良住宅の売払い実績と経過について、住宅新築資金等貸付の事業における滞納件数と1件当たりの返済額について、学力補充や夏休み工作などの実績について、エレベーター保守点検の負担額実績について、三ツ池・大町老人憩の家の修繕内容について、児童館の空調施設の設置と利用件数、利用が増えるような事業は考えているのか。

教育委員会では、愛里保育園の教育支援員の数及び勤務体制、コロナ禍の給与補償等について、保育保護者負担金及び使用料過年度分徴収実績について、長欠不登校の取組内容について、ながら携帯の指導について、豊郷の子どもたちの課題をどのように克服するのか、教育保育支援員の人数と募集の方法について、学校評議員の意見にはどのようなものがあるのか、学校給食センター負担金の算定根拠について、学校施設体力度調査委託料の調査の結果について。

社会教育課では、成人式の人数と記念品は何をされたのか、町史編さんの進捗状況と文化財の位置づけについて、武道館の使用状況などについて質疑がなされました。

質疑終了後、反対、賛成とも討論の申し出があり、採決の結果、賛成多数で認定することといたしました。

以上、予算決算常任委員会の報告といたします。

河合議長

慎重審議、ご苦労さまでした。

次に、今村恵美子文教民生常任委員会委員長。

今村文教民生

常任委員長 はい、10番。

河合議長 はい、今村議員。

今村文教民生

常任委員長 文教民生常任委員会報告をいたします。

去る9月5日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第55号令和3年度豊郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第56号令和3年度豊郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第57号令和3年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、請願第3号ごみの抜本的な減量計画の策定を求める請願について、請願第4号豊郷町補聴器購入費助成事業の充実を求める請願について、去る9月14日、委員4名出席の下、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

議第55号の審議において、歳入では、保険給付費等返還金の仕組みと対象人数について、歳出では、時間外勤務の時間数について、また、産業医はいるのか、協議会の特徴的な内容及びメンバーについて、退職被保険者等療養給付の仕組みと対象者の見込みについて、一般被保険者療養費では特徴的な病名と最高の額、対象人数について、一般保険者高額療養費の制度内容と人数について、出産育児一時金では医療機関にかからずに出産をするようなケースがないと認識してよいのか、その他共同事業拠出金の今後について、人間ドックや脳ドック等の実績について、特定健康診査委託事業の実績についてなどの質疑がありました。質疑終了後、反対、賛成とも討論の申し出があり、採決の結果、賛成多数で認定することと決しました。

議第56号の審議では、歳入において、保険者機能強化推進事業の内容について、介護保険保険者努力支援交付金については全県下で本町の努力度はどのくらいか、担当課としては目標があるのか、介護保険災害等臨時特例補助金はコロナ関係か。歳出では、任意事業について本町はどのような事業に対する補助金か、低所得者保険料軽減の実績と介護保険法に基づき国の方の制度は続くのか、雑入の内容について、介護認定で待たされ事案はなかったのか、認定調査の結果はどのくらいで出るのか、運営協議会ではどのような意見があるのか、また、議事録はあるのか。地域包括支援センター運営協議会のメンバーと開催回数について、趣旨普及費はパンフレットに係る費用か、居宅介護サービスの利用状況及び各サービスの実績ならびに見込みについて、高額医療合算介護サ

ービスを使いたくても使えない方はおられるのか、また、10割負担されている方はおられるのか。24時間の居宅介護サービスをしてもらえるところはあるのか、包括支援事業の実績や事例は、相談件数などについて質疑がありました。質疑終了後、反対、賛成とも討論の申し出があり、採決の結果、賛成多数で認定することと決しました。

次に、議第57号の審議では、特別徴収保険料の不納対策分の内容と人数について、督促手数料が発生する原因についてなどの質疑がありました。質疑終了後、反対、賛成とも討論の申し出があり、採決の結果、賛成多数で認定することと決しました。

以上、文教民生常任委員会報告といたします。

河合議長

慎重審議、ご苦労さまでした。

次に、西澤清正総務産業建設常任委員会委員長。

西澤清正総務産業

建設常任委員長

議長。

河合議長

西澤議員。

西澤清正総務産業

建設常任委員長

それでは、総務産業建設常任委員会の報告をいたします。

去る9月5日、本会議におきまして、当委員会に付託されました議第58号令和3年度豊郷町水道事業会計決算認定について、議第59号令和3年度豊郷町下水道事業会計決算認定について、去る9月16日、委員5名の出席の下、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

議第58号の審議では、長期前受戻入の内容について、委託料の豊郷町水道事業会計の支援業務の業務内容とどのようにチェックされるのか、企業会計のシステムについて北部の浄水場2号取水ポンプ修繕工事の原因といつ発生したのか、宅地造成に係る対応について、給水メーターの耐用年数及び水道管の更新について、経営戦略などについて質疑されました。質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で認定することに決しました。

議第59号の審議では、下水道管路カメラ調査業務の調査結果について、雨水流出解析調査の結果について、雨水浸水想定区域が変わった地域はあるのか、経営戦略では企業債残高が低い理由などが質疑されました。質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で認定することに決しました。

以上、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

河合議長

慎重審議、ご苦労さまでした。

これより各常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑は一括し

て行います。質疑はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第54号の討論を行います。討論はありますか。

今村議員 はい、議長。討論。

河合議長 討論の申し出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

今村議員 はい、10番。

河合議長 今村議員。

今村議員 議第54号令和3年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定についての反対討論を行います。

コロナ禍の中で、町民の安全や暮らしは今大変疲弊しています。このようなとき、町政がやるべきことは、町民の健康をどう守るのか、また、町民の生活不安をどう支援していくのかが本町の最大の課題です。

伊藤町政当初予算のときに、日本共産党議員団で修正案を提出いたしました。その中で、喫緊の課題はPCR検査の拡充で、町内医療、学校関係、介護・障がい者施設でのPCR検査の実施支援や、希望する町民に対しても検査の拡大や財政的支援を求めました。しかし、残念ながら、町独自のPCR検査の拡充には町としては後ろ向きの姿勢でした。

その一方で、国言いなりの土建公共事業、役場庁舎改築や歌詰橋耐震補強工事など、またコロナ対策プレミアム付商品券事業など税金の無駄遣いや、若者に後年度負担を残す決算がありました。

伊藤町政は必要以上の箱物土木工事はやめ、町民の借金を増やさず、基金の無駄遣いをしないことを町政運営の基本にすべきではないでしょうか。

人口減少社会、少子高齢化社会、賃金が上がらない経済閉塞社会、世界的な環境問題などからして、町がやるべきことは人への支援であり、教育、福祉、暮らしの応援です。

以上を指摘しまして、本決算認定には反対といたします。

河合議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。

西澤博一議員 はい。

河合議長 西澤博一議員。

西澤博一議員 それでは、議第54号令和3年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定についての賛成討論を行います。

令和3年度一般会計決算書の構成割合は、自主財源42.1%、依存財

源 57.9%になっており、この会計は社会福祉、保健衛生、産業、教育事業ならびに道路住宅の整備の促進に充てられている。

1つは、防災対策本部になる新庁舎の建設、歌詰橋の改修、また一人ひとりの福祉の向上、商工業の発展によるプレミアム発行券にならび、子どもたちの教育の充実に執行された予算である。

また、コロナ対応については、職員一同ならびに担当課の努力により接種に、及びそれに伴う諸対応も迅速な対応ができたと評価するものである。町民の生命、財産、日々の生活を守るための令和3年度一般会計歳入歳出決算書であった。

よって、議第54号についての賛成討論といたします。議員諸氏のご賛同をよろしくお願いいたします。

河合議長 ほかに討論ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

次に、議第54号令和3年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。

議第54号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって、議第54号は委員長の報告のとおり認定されました。

これより議第55号の討論を行います。討論はありませんか。

高橋議員 議長。

河合議長 どっちですか。

高橋議員 反対です。

河合議長 討論の申し出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

高橋議員 はい、議長、6番。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、議第55号豊郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての反対討論を行います。

自民党、公明党政権の下で、国庫負担金を上げず、さらに都道府県国保一体化を押し進めようとしています。

しかし、全国知事会は約1兆円規模の国庫負担の増額を求めています。

今、コロナ禍が収まらない状況の下で、国保世帯の多くが営業や暮らしを脅かされています。

この会計決算によりますと、1,108万5,809円の黒字会計となっています。さらに、年度内の基金積立額は1,465万1,641円あります。その合計は2,573万7,450円となります。この2,573万7,450円は、取り過ぎた保険料ということになります。

また、決算年度末運用基金高は約7,000万円で、今回の剰余金と合わせて約8,100万円となり、国保加入一世帯当たり約7万6,000円の取り過ぎた分があり、これは返すべきでしょう。

また、全国では、支払い能力のない子どもたちへの均等割減免を実施している自治体が増えています。その検討を町独自施策として実施を求めます。

高過ぎて払うに払えない状況の改善のために、まず高過ぎる国民健康保険税の引下げと町独自の国保減免、また窓口負担金の軽減、この取組をするべきです。

以上の理由から、反対といたします。

河合議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

次に、議第55号令和3年度豊郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。

議第55号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって、議第55号は委員長の報告のとおり認定されました。

これより議第56号の討論を行います。討論ありませんか。

高橋議員 議長、反対討論。

河合議長 討論の申し出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。高橋議員。

高橋議員 それでは、議第56号令和3年度豊郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての反対討論を行います。

第8期の初年度となった標準月額額は6,400円で、第7期に比べて80円の減額となったことは、引上げや据置きという主張が多かった中で一定評価はいたしますが、それでも滋賀県下においては4番目に高い状態です。ですから、

当初3年度の予算審議の中で、180円の減額修正案を提示をした経過があります。

豊郷町の65歳以上の第1被保険者の8割強が住民税非課税の低所得者です。介護保険料が高過ぎて生活を圧迫している、お金がなくて介護保険サービスを受けたくても利用料が高過ぎて利用できないと高齢者は困っておられます。

そして、本決算において、3,063万231円の剰余金、そして令和3年度基金積立金は1,162万2,000円あります。こういう意味におきまして、高過ぎる介護保険料、令和3年度だけでも65歳以上1人当たり月額平均介護保険料は約1,700円取り過ぎということになります。取り過ぎた分は町独自の保険料、利用料の減免に回すべきです。

以上を理由に、反対といたします。

河合議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。

西澤博一議員 はい。

河合議長 西澤博一議員。

西澤博一議員 それでは、介護保険事業特別会計の賛成討論を行います。

介護保険制度は、介護が必要な状態になっても安心して生活できる環境を国民が全員で支える仕組みです。しかし、家族の介護を一手で担うのは非常に難しい現実である。

介護保険事業特別会計において、令和3年度の予算は約96%が介護、予防、医療、生活支援、住まいの5つを一体的に提供していく地域包括ケアにおいて予算を使われています。加えて、一時的に個人負担を減らすことは可能ですが、今後少子高齢化社会の下、10年、20年先を見据えて取り組む必要がある問題です。

以上をもって、私の賛成討論といたします。

以上。

河合議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

次に、議第56号令和3年度豊郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。

議第56号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって、議第56号は委員長の報告のとおり認定され



ました。

これより議第57号の討論を行います。討論ありませんか。

高橋議員 議長、反対討論。

河合議長 討論の申し出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。高橋議員。

高橋議員 はい。

それでは、議第57号豊郷町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についての反対討論を行います。

世界でも類を見ない高齢者を年齢で差別する制度です。全県統一で運営されていることから、町民にとっても見えにくい。こういう状況が生まれています。

従前の老人保健制度に変えるべきであることから、そのことを求めて、反対といたします。

河合議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

次に、議第57号令和3年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。

議第57号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって、議第57号は委員長の報告のとおり認定されました。

これより議第58号の討論を行います。討論ありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

次に、議第58号令和3年度豊郷町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。

議第58号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第58号は委員長の報告のとおり認定されました。

これより議第59号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

次に、議第59号令和3年度豊郷町下水道事業会計決算認定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。

議第59号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第59号は委員長の報告のとおり、認定されました。

日程第18、請願第3号ごみの抜本的な減量計画の策定を求める請願を議題といたします。

これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

今村恵美子文教民生常任委員会委員長。

今村文教民生

常任委員長 はい、10番。

河合議長 今村議員。

今村文教民生

常任委員長 去る9月5日の本会議におきまして、当委員会に付託されました請願第3号ごみの抜本的な減量計画の策定を求める請願について、去る9月14日、委員4名の出席の下、また、紹介議員の説明も出席を求め、慎重に審議を行いました。

質疑はなく、賛成討論の申し出があり、採決の結果、賛成多数で採択することと決しました。

以上、文教民生常任委員会報告といたします。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより文教民生常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより請願第3号の討論を行います。討論はありませんか。

中島議員 はい、議長。賛成討論。

河合議長 討論の申し出があります。

まず、本案に対する反対討論の発言はありませんか。

西澤博一議員 議長。

河合議長 西澤博一議員。

西澤博一議員　ごみの抜本的な減量計画の策定を求める請願に対する反対討論を行います。  
行政には区域内で発生する一般廃棄物を安定的かつ衛生的に処理する責任があり、そのためにも適正な処理規模の施設を整備することが重要であると考えておる。

請願では、半減するための取組内容が不明であること、全住民に理解を得ることが可能かどうかも不確定なものであること、このような請願をもって当町においてごみ量を半減するなど抜本的なごみの減量計画を立てることについては、反対するものであります。

加えて、ごみの減量が困難な住民もおられ、一般廃棄物処理基本計画へ上げられる15%の目標もなかなか難しいと思います。皆さん一人ひとりがやはり協力しながらやっていかなければならないと思います。

以上をもって、私は反対討論といたします。

以上です。

河合議長　次に、本案に対する賛成討論を許します。

中島議員　はい、賛成討論。

河合議長　中島政幸議員。

中島議員　ごみの抜本的な減量計画の策定を求める請願に対しての賛成討論をいたします。

2020年3月、環境省の発表によれば、日本のごみ総出量は年間4,167万トン。東京ドーム約115杯分になります。ごみの処理事業経費は2兆1,290億円に上り、これを国民1人当たりに換算すると1日のごみ排出量が901グラムとなり、毎年1万6,000円を超えるごみ処理費用を負担していることとされ、ごみに関する問題は一部の地域で起こっていることではなく、世界的な問題です。

日本では、それぞれの地方自治体のごみの削減に取り組んでおり、豊郷町でも取組がなされております。リデュース、使用する資源の量を減らし、ごみ廃棄物の発生自体を減少させる。リユース、何度も繰り返して使用する。リサイクル、ごみ廃棄物を原材料やエネルギー資源として有効活用する。このような3Rについても注力されています。

また、1市4町は、家庭から排出される多種多様なごみの総量を減らすことと併せて、資源として循環させることも大変重要であり、再生製品として需要に結びつかなければ資源の循環利用として持続しないため、住民が取り組みやすい回収体制やごみ問題の解決に向けて資源として循環できる仕組みづくりも必要と考え、再生製品の販路拡大なども見据えた出口戦略も必要です。

唯一、1市4町で彦根市と豊郷町は持続可能な開発目標SDGsを宣言しており、彦根愛知犬上広域ごみ処理施設計画にもリーダーシップを取っていただきたい。限りある資源の採取を抑えて、環境負担を減らした循環型社会の実現に向けて取り組まなければなりません。

以上の点を踏まえ、このごみの抜本的な減量計画の策定を求める請願に対する賛成といたします。

河合議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

請願第3号ごみの抜本的な減量計画の策定を求める請願を採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は採択であります。

請願第3号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって、請願第3号は採択することに決定されました。

なお、請願第3号ごみの抜本的な減量計画の策定を求める請願は、豊郷町議会として豊郷町長へ送付いたします。

日程第19、請願第4号豊郷町補聴器購入費助成事業の充実を求める請願を議題といたします。

これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

今村恵美子文教民生常任委員会委員長。

今村文教民生

常任委員長 はい、10番。

河合議長 今村議員。

今村文教民生

常任委員長 去る9月5日の本会議におきまして、当委員会に付託されました請願第4号豊郷町補聴器購入費助成事業の充実を求める請願について、去る9月14日、委員4名出席の下、この請願者である犬上生活と健康を守る会の請願者から、請願者に出席要請をして、請願説明を求めました。そういった中で、慎重に審議を行いました。

質疑はなく、反対、賛成とも討論の申し出があり、採決の結果、賛成少数で不採択とすることを決しました。

以上、文教民生常任委員会報告といたします。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより文教民生常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。  
これより請願第4号の討論を行います。討論ありませんか。

鈴木議員 議長、賛成討論。

河合議長 討論の申し出があります。これより討論に入ります。  
まず、本案に対する反対討論の発言を許します。鈴木議員。  
すいません、もとい。

討論の申し出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論ありませんか。

議 員 なし。

河合議長 それでは、私が会議規則第53条に基づき、私が反対討論の発言をいたしますので、地方自治法第106条により副議長と交代いたします。  
暫時休憩いたします。

(午前11時34分 休憩)

(午前11時37分 再開)

村岸副議長 それでは、再開いたします。

地方自治法第106条により、議長の職務を行います。よろしく願いいたします。

それでは、討論に入りたいと思います。

討論の申し出がありますので、これより討論に入りたいと思います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

河合議員 議長。

村岸副議長 河合議員。

河合議員 それでは、豊郷町補聴器購入費助成事業の充実を求める請願について反対討論をいたします。

請願第4号の請願については、常任委員会に付託されましたが、常任委員会のお話としては、補聴器の補助については既に助成事業があることから、ほかにも困っている方々、例えば目の不自由な眼鏡をかけた方に対する補助金の整備をなされてはどうかとの思いで、この補聴器の補助金につきましては反対といたします。

私は、常任委員会に出席して述べたかったんですが、残念ながら濃厚接触者

ということになって、欠席をせざるを得んことになりました。残念でなりません。

委員会の委員として、出て、その場で反対討論を言いたかったんですが、諸々諸々が、私、言いたいことは沢山ありますけども、今日はこれに対しての反対討論ということで委員会のことには触れませんけども、しっかりと、委員会の運営をもう少し私は考えてほしかったなという思いであります。

なぜかという、これに対しての請願の3人の方、おられましたんやから。ましてや、そこへ提出者をまた委員会に呼ぶと。私は、紹介議員の、少し恥ではないかなと、提出者に対して。そういう思いを、私は委員会で言いたかったんですわ。まだ提出者を求めるかと。ここで云々かんぬんしゃべりながら、まだ委員会でそういうようなことを述べて、時間を無駄にすると。私は、少し議員の、少し反省するところはあるんじゃないかなという思いで、本当に14日悔しい思いしました。残念ながら。

その思いで、私はこの補聴器助成事業の充実を求める請願に対しましては、今述べましたように、目の悪い方は沢山おられます。眼鏡もそんな安いものでも。高いものがあります。補聴器も私は同じだと思います。もう助成事業がついてる事業にこれ以上のことを求めるということは、私は反対といたします。

**村岸副議長** 続きまして、次に、本案に対する賛成討論があれば許可します。

**鈴木議員** 議長。

**村岸副議長** 鈴木議員。

**鈴木議員** 請願第4号豊郷町補聴器購入費助成事業の充実を求める請願について賛成討論を行います。

本町では、県下の市町に先駆けて2020年度に補聴器購入に対する助成事業が創設をされ、今も県下では本町だけで実施をされています。補助対象も、当初の非課税世帯から非課税者に、少しずつであります但広められて、事業の中身も充実はさせられていますが、同時に、多くの町民の中には、さらにこの制度を充実させていただきたいとの声が多くあるのも事実であり、本請願に賛成といたします。

**村岸副議長** ほかに討論はありませんか。

**議員** なし。

**村岸副議長** ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

私が地方自治法第106条により、議長の職務……。

(「違う、違う。採決、採決」と呼ぶ者あり)

**村岸副議長** すいません。

それでは、ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

請願第4号豊郷町補聴器購入費助成事業の充実を求める請願を採決いたします。本案に対する委員長の報告は不採択であります。

請願第4号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 不採択に賛成です。

村岸副議長 不採択に賛成の方は起立願います。

議 員 (起立、多数)

村岸副議長 賛成多数、よって、請願第4号は不採択となりました。

私が地方自治法第106条により議長の職務を行うことは終了いたしました。河合議長、議長席にお戻りください。

暫時休憩いたします。

(午前11時45分 休憩)

(午前11時45分 再開)

河合議長 それでは、再開をいたします。

日程第20、議第60号豊郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 はい、伊藤町長。

伊藤町長 それでは、議第60号豊郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

豊郷町教育委員として豊郷町の教育振興にご尽力いただいております久木憲治氏が本年9月30日に任期満了をもって退任されますことから、新たに大字上枝292番地、大橋弘氏、昭和26年12月3日生まれを任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項に基づいて議会の同意を求めるものでございます。

大橋氏は、現在社会福祉法人とよさと理事長兼彦愛犬地域障がい者生活支援センターステップアップ21の施設長に就任され、事業所の理念の1つでもあります「思いやり・いたわり・やさしさ」と「豊かな人間性」で、人格、尊厳と主体性を尊重し、地域社会に貢献されておられます。

これらの経験を踏まえ、今後豊郷町の教育行政、保育振興を進めていくためにも、ぜひとも大橋氏にお力添えをいただきたく、教育委員に任命するもので

ございます。

なお、同法第5条第1項により、委員の任期は令和4年10月1日から令和8年9月30日までの4年間でございます。

ご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げまして、提案説明といたします。

河合議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これで質疑を終結いたします。

これより議第60号の討論を行います。討論はありますか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第60号豊郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第60号は同意することに決定されました。

日程第21、委員会の閉会中の継続調査の申し出について、議会運営委員会委員長、総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、議会運営委員会は議会運営に関する事項について。総務産業建設常任委員会は、行財政問題、農業、商工業、土木ならびに上下水道施設の整備、委員会研修について。文教民生常任委員会は、学校教育及び社会教育、福祉、保健対策、委員会研修について。予算決算常任委員会は、予算決算、委員会研修について。議会広報常任委員会は、広報編集、委員会研修について、それぞれ閉会中の継続調査の申し出があります。

議会運営委員会委員長ならびに総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査にご異議ありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長ならびに総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

また、私のひとり言ではございますが、私は、議員は最大の奉仕の精神と最高の倫理観を持って有権者の負託に応えていかななくてはならないと思っております。皆さんもその精神を全うしていただきたいと思えます。

以上をもちまして、本定例会に提出されました全議案を議了いたしました。



それでは、本日の会議を閉じます。これにて、令和4年9月第3回定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(午前11時51分 閉会)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証する為、ここに署名する。

令和4年9月27日

豊郷町議会議長

豊郷町議会副議長

議 員

議 員